

# 食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕		(万トン)		
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・ 飼料用米を 除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。

注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

## <参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。

米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

### ③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

---

## 水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算額 305,000(305,000)百万円】

### <対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。

### <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]）
- 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

#### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

#### 3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援**します。

#### 4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

#### 5. 水田リノベーション助成

**産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。\*7・8

\*7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

\*8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

#### 戦略作物助成

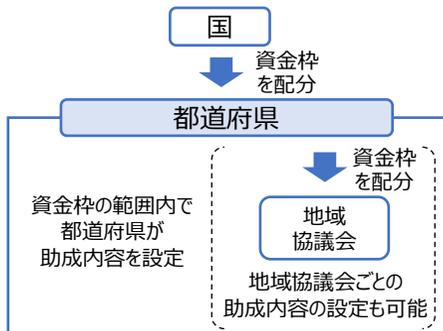
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*1	3.5万円/10a*2
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a*3

#### <交付対象水田>

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

- \*1：飼料用とうもろこしを含む
- \*2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- \*3：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

#### 産地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物*4の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

- \*4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

#### 水田農業高収益化推進助成

- ① 高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円\*5）/10a×5年間）  
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）  
高収益作物による畑地化の取組を支援\*6。
- ③ 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）  
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

- \*5：加工・業務用野菜等の場合
- \*6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

### <事業の流れ>営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

# 令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

## 【 令和3年度 】

### ①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・ 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・ 転換作物拡大加算：1.5万円/10a
- ・ 高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

### ②地力増進作物への支援

### ③交付対象水田

- ・ 水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

### ④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・ 当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

### ⑤高収益作物畑地化支援

- ・ 品目を問わず17.5万円/10aで支援

### ⑥産地交付金の運用ルール

- ・ 取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

## 【 令和4年度 】

- ・ 取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
- ・ 拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・ 計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・ 生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し  
当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a  
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

- ・ 高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し  
高収益作物 17.5万円/10a  
その他作物 10.5万円/10a

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 用途設定の透明性を向上（助成内容の公表）